

青森県報

第六百四十七号

令和五年
八月九日
(水曜日)

目次

告示

○特定行為業務の登録.....(高齢福祉課).....一

公告

○大規模小売店舗の変更の届出.....(商工政策課).....一

○右 同.....(同).....二

○右 同.....(同).....三

○右 同.....(同).....四

○国土調査の成果の認証.....(農村整備課).....五

○県営土地改良事業計画の変更の決定.....(同).....六

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示.....(会計管理課).....六

公安委員会

○警備員の検定合格者審査の実施.....(生活保安課).....七

告示

青森県告示第四百九十六号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十七条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用

する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和五年八月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	〇二〇二 三三五	登録年月日	令和 五・七・三	氏名又は 名称	社会福祉 法人桐紫 会	住所	青森市大 字田茂木 野野一 五	事業 名称	介護老人 保健施設 桐紫苑	所在地	青森市大 字幸畑字 谷脇二 四の一	業務開始 年月日	令和 五・七・三	備考	介護老人 保健施設
------	-------------	-------	-------------	------------	-------------------	----	--------------------------	----------	---------------------	-----	----------------------------	-------------	-------------	----	--------------

公告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年八月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂つがる柏店
つがる市柏下古川花崎一四二外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変 更 後	変 更 後	年月日
-----	-----	-------------	-------------	-----

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 代表取締役 西郷辰弘	平成 一九・九・二〇	変 更 後 年月日
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 代表取締役 西郷辰弘	平成 二〇・〇・二六	変 更 前 年月日
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 代表取締役 西郷辰弘	令和 三・二・一	変 更 前 年月日

四 届出年月日

令和五年七月五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びつがる市役所

2 期間

令和五年八月九日から同年十二月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年十二月十一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年八月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂十和田元町店

十和田市元町西五丁目九七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変
更
前

変
更
後

変
更
年月日

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 三地利割四二六の一 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 三地利割四二六の一 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 三地利割四二六の一 代表取締役 西郷辰弘	平成 二九・〇・二六
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 三地利割四二六 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 三地利割四二六 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 三地利割四二六 代表取締役 西郷辰弘	令和 三二・一

変 更 前

変 更 後

年月日 変更

株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 三地利割四二六の一 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 三地利割四二六 代表取締役 西郷辰弘	平成 二九・〇・二六
--	--	---------------

株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 三地利割四二六 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 三地利割四二六 代表取締役 西郷辰弘	令和 三二・一
--	--	------------

四 届出年月日

令和五年七月五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

令和五年八月九日から同年十二月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和五年十二月十一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年八月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂八戸田向店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七 七地利割四四五 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 三地利割四二六の一 代表取締役 西郷辰弘	平成 一九・九・二〇
変 更 後	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 三地利割四二六 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 三地利割四二六 代表取締役 西郷辰弘	平成 二九・〇・二六

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割四二六 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 代表取締役 西郷辰弘	令和 三・二・一
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 代表取締役 西郷辰弘	平成 一九・九・一〇
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割四二六 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 代表取締役 西郷辰弘	平成 二九・〇・二八
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割四二六 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 代表取締役 西郷辰弘	令和 三・二・一

四 届出年月日

令和五年七月五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和五年八月九日から同年十二月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和五年十二月十一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年八月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂黒石富士見店

黒石市富士見一一八外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割四二六 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 代表取締役 西郷辰弘	平成 二九・〇・二八
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割四二六 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第一 代表取締役 西郷辰弘	令和 三・二・一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 三地割二四二の一 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 三地割二四二の一 代表取締役 西郷辰弘	平成 二九・〇・二六
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 三地割四二六 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷辰弘	令和 三・二・一

四 届出年月日

令和五年七月五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び黒石市役所

2 期間

令和五年八月九日から同年十二月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年十二月十一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年八月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 協同組合サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

代表理事 相馬敏行

2 ニュータウン商事株式会社

青森市緑三丁目九の二

代表取締役 相馬敏行

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
B Rサ テイワンアイスクリーム株式会社 代表取締役 渡辺裕明 東京都品川区上大崎三丁目一の一	B Rサ テイワンアイスクリーム株式会社 代表取締役 ジョン・キム 東京都品川区上大崎三丁目一の一	令和 四・三・六
他四九者		

四 届出年月日

令和五年七月二十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和五年八月九日から同年十二月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年十二月十一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

国土調査の成果の認証

青森市及びむつ市が行った次の地域に係る国土調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和五年八月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森市中佃三丁目の一部、中佃三丁目の一部
むつ市中央一丁目の一部、金谷二丁目の一部

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、福島地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（暗渠排水））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和五年八月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年八月十日から同年九月七日まで

三 縦覧の場所

黒石市役所、藤崎町役場

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年八月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 物品等の名称及び数量
次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）
除雪トラック（十トン級、六×六、アングリングブラウ） 一台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
- 三 契約の方法
青森市長島一丁目の一
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和五年七月五日
- 五 落札者の名称及び住所
UDトラックス株式会社
埼玉県上尾市大字壱丁目一
- 六 落札金額
四千三百七十二万五千円
- 七 落札者を決定した手続
入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされしていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和五年五月二十四日

公安委員会

青森県公安委員会告示第百一号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する

審査（学科試験及び実技試験により判定する審査。以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）附則第九条の規定により公示する。

令和五年八月九日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

- 一 審査の実施日時及び場所
1 実施日時
令和五年九月二十七日（水）午後一時から午後四時まで
- 2 場所
青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館
- 二 実施する審査及び審査対象者
検定規則附則第六条各号に掲げる次の審査及びそれぞれ当該各号に定める者（検定規則附則第七条第二項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）
 - 1 空港保安警備業務に係る一級の審査
検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第二項に規定する一級に係るもの（以下「旧一級検定」という。）に合格した者
 - 2 空港保安警備業務に係る二級の審査
空港保安警備に係る旧一級検定又は旧検定であって旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの（以下「旧二級検定」という。）に合格した者
 - 3 施設警備業務に係る一級の審査
旧規則第一条第一項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者
 - 4 施設警備業務に係る二級の審査
常駐警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者
 - 5 交通誘導警備業務に係る一級の審査
旧規則第一条第一項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警

- 備」という。)に係る旧一級検定に合格した者
- 6 交通誘導警備業務に係る二級の審査
- 7 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級の審査
旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等運搬警備(次号において「核燃料物質等運搬警備」という。)に係る旧一級検定に合格した者
- 8 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査
核燃料物質等運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者
- 9 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査
旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備(次号において「貴重品運搬警備」という。)に係る旧一級検定に合格した者
- 10 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査
貴重品運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

種 別 及 び 級	予定定員
空港保安警備業務に係る一級及び二級の審査 施設警備業務に係る一級及び二級の審査 交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級及び二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査	合計三十人

- 三 審査予定定員
- 四 審査の申請手続
- 1 申請の受付期間等
- (一) 受付期間
令和五年八月二十一日(月)から同月二十五日(金)までの間
 - (二) 受付時間
午前九時から午後四時までの間
 - (三) 受付の締切り
申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 申請場所

- (一) 次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。
青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
- (二) 青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
- (三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証(以下「旧合格証」という。)を有する者で、青森県外に住所を有する者及び青森県外に所在する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

- 四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

4 申請書類

- 検定規則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。

ただし、審査申請者の住所を管轄する公安委員会とその者が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会が同一である場合は(一)、(二)のいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合は(一)、(二)に掲げる書面のすべてを、それぞれ添付することを要しない。

- (一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に住所を有する者は、住所を疎明する書面
- (二) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有し、青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面

五 審査事項等

- (三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 一葉
- (四) 旧合格証の写し
- 5 審査手数料
四千七百円分の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。
- 1 学科試験

- (一) 警備業務に関する基本的な事項
 - (二) 法令に関すること。
 - (三) 警備業務の実施に関すること。
 - (四) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 2 実技試験
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
- 4 審査に関する留意事項
- 審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。
- 六 審査申請に関する問合せ先
- 1 青森県警察本部生活安全部生活保安課
電話〇一七―七二三―四二一一
- 2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭